

農業・農村の持続的発展のための地域の実情に応じた支援策の充実について

【提案先】農林水産省

1. 提案内容

米価が低迷する中、水稻への依存が高く、かつ高齢化、過疎化が進んでいる中山間地等の条件不利地域では集落コミュニティが低下し、農業だけでなく農村の機能の崩壊が懸念されることから、農業・農村を維持できる仕組みを講じる必要がある。

(1) 米の需給調整の実施体制の早期の構築とセーフティネットの強化

- 新たな米の需給調整の実施体制の早期構築
- 稲作農家の経営において再生産が可能な収入水準を保証するためのセーフティネットの強化（標準的収入額の下限の設定、2割以上の減収への対応策）

(2) 「(仮称) 営農継続交付金」の創設

- 「(仮称) 営農継続交付金」の創設により、条件不利地域等において受け手のいない農地を耕作する担い手を確保する。

(3) 「(仮称) 農業・農村活性化支援センター」の設置について

- 農業の持続的発展や農村の活性化の取組を促進し、その実践に必要な種々の施策の効率的かつ効果的な活用を図るため、農村の取組をサポートする「(仮称) 農業・農村活性化支援センター」を設置し、その運営を支援する体制を整備する。

2. 提案の理由

- 平成30年産米から行政による生産数量目標配分の廃止に伴い、きめ細かな米の需要・価格情報の提供等の環境整備を進めることが示されたが、その姿が明確でなく農業者が不安を感じ、意欲的に農業経営に取り組めない。
- 今後も米価が下がり続ける可能性がある中、現行の収入減少影響緩和対策は補てんの基準価格の下限がないことや、単年の大幅下落（2割以上の減収）に対応していないためセーフティネットとして不十分。
- 生産性の低い条件不利地域等で、積極的に進出する担い手を確保することが難しい。
- このため、条件不利地域の農地を受ける担い手の確保とその経営が成り立つ仕組みが必要。
- 農村の活性化において、効果的な施策の活用には、各種の事業を組合せ、地域に指導・助言を果たす仕組みが重要。

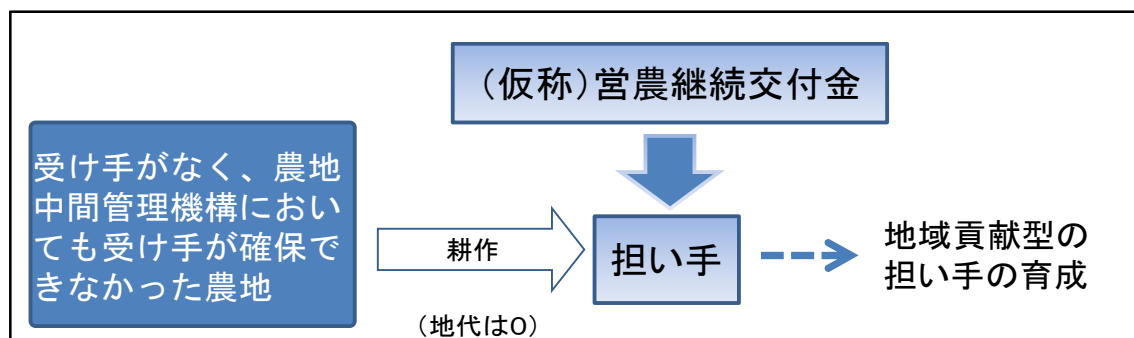
(本県の取組状況と課題)

- 県内の農業集落数 1, 5 4 9 集落 (2010 年農林業センサス)
- 人・農地プランの策定 7 8 4 集落 (平成 26 年 12 月末時点)
- 多面的機能支払交付金の取組 8 2 4 集落 (平成 26 年度)
- 県と J A グループ滋賀との農業振興等に関する協定の締結 (平成 27 年 4 月 27 日)

<課題>

- 収入減少影響緩和対策の補てんの基準となる標準的収入額は、販売収入額の直近 5 年のうち中庸 3 年の平均額であり、価格の下落が続いた場合、再生産可能な収入を確保できないことが予想される。
- 標準的収入額に対し 2 割以上の減収が想定されておらず、セーフティネットとして不十分。
- 条件不利地域では農業の生産性、集落の活力が近年急速に低下。
- 公募しても農地の受け手のいない地域では、農地中間管理機構の仕組みが機能しない。
- 農業者の減少や高齢化が進んでいる地域では、自分たちでは、対策が講じられず、各種施策が活用されない例が見られ、農村集落が自ら活動できるよう外部からの後押しが必要。

<(仮称) 営農継続交付金のイメージ>



<(仮称) 農業・農村活性化支援センターのイメージ>

